

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△会社が社長から無利子でお金を借りると

Q: 当社は資金不足のため、社長から1千円ほど借入れることにしました。社長の意向で利息は支払わないのですが、税務上何か問題はありますか。

また、会社が黒字になったら、さかのぼって利息を支払いたいと考えていますが、これについてもご教示ください。

A: 個人から法人への無利息貸付は、法人個人とも課税問題は生じません。しかし、会社の利益に応じて利息を支払ったり、支払わなかったりすることは利益調整とみなされ、役員賞与とされる場合があります。

【解説】

個人においては、貸付金の利息を受取っていないことも税務上受取利息の認定課税は行われませんし、法人側も、支払利息の免除益と支払利息の損金が相殺されるので、課税所得に影響しません。

ところで、金銭消費貸借の契約書は作成しますでしょうか。

利息も支払わず、具体的な返済計画もないときは、社長から資金の贈与を受けたものとみなされる場合があります。返済期日、返済計画等を明確に記載した契約書を作成し、実際にそれに従って返済することが必要です。

また、利息を会社の業績が回復したときに過去にさかのぼって支払うのであれば、あらかじめその利率を明確に記載し、各事業年度において支払利息として計上しておかなければ、支払利息として損金算入は認められず、役員賞与とされる場合があります。

